地方分権推進委員会第4次勧告ー分権型社会の創造ー (平成9年10月9日) (地方公共団体側からの審査申出等部分抜粋)

第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

- Ⅱ 国と地方公共団体との間の係争処理手続
- 1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等
- (2) 審査の申出
 - ① 地方公共団体の長又は行政委員会(以下「地方公共団体の長等」という。)は、地方公共団体に対する国の関与に不服がある場合、国地方係争処理委員会に対して、審査の申出をすることができる。

ただし、法律に特別の定めの存する場合及び地方公共団体がその固有の資格において関与の相手方となるものではない場合は、この限りではない。

- * 地方公共団体がその固有の資格において相手方となるものでない関与に関する不服は、行政不服審査法に定める不服審査手続により処理されるものと考える。
- 2 裁判所における訴訟及び判決
- (1) 訴訟の提起
 - ① 地方公共団体の長等の訴訟の提起

地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに 該当するときは、一定の出訴期間内に、関与(事前協議等を除く。以下同じ。)を行った国の行政機 関の長を相手方として、当該関与に係る不服の訴え(関与の取消しの訴え等)を提起することができ る。

- * 審査申出前置とする。なお、当該審査申出は、適法な審査申出でなければならない。
- * 国が合意(又は同意)、許認可等をしない場合については、地方公共団体の長等は、合意(又は同意)、許認可等をしないことの違法確認の訴えを提起する(国が不合意(又は不同意)、不許可・不認可等の行為を行った場合には、その取消しの訴えを提起する)ことになる。
- ア 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき
- イ 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき
- ウ 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が所定の期間内に措置を講じないとき
- エ 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が講じた措置に不服があるとき